

泉南市主要建設事業再評価委員会設置要綱

(設 置)

第1条 泉南市の実施する建設事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、別に定める泉南市主要建設事業再評価実施要綱に基づき、泉南市主要建設事業再評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、再評価対象事業のうちから審議対象事業を抽出し、審議を行い、市長に対し意見の具申を行う。

(組 織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、市政に関する優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、審議対象事業課がこれを行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成11年3月1日から施行する。

(召集の特例)

この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。